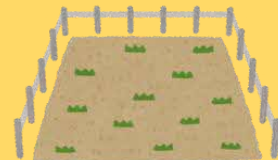


老朽危険空家等の 解体工事費を 補助します



解体



【補助額】 解体工事費の 1/2 上限 50万円

◆◆工事着工前の申請が必要です◆◆

- 1 補助対象家屋 荒尾市内の老朽危険空家等（①～③のすべてに該当する空家）
① 1年以上の使用がなく、かつ、今後も使用の見込みがない住宅及び兼用住宅
② 住宅の不良度判定において、評点が100点以上のもの
③ 危険度判定に該当するもの
- 2 申請者 所有者、相続権利者など（法人は不可）
- 3 申込期間 **令和5年6月5日（月） から 令和5年6月23日（金）まで**
※予算枠を超える場合は抽選となります（抽選の場合、案内文発送）
抽選日：令和5年7月7日（金）
- 4 申込先 荒尾市役所 2階 建築住宅課
- 5 補助件数 10件程度 ※予算枠に達した時点で終了
- 6 その他の条件 ① 事前調査申込時点において、市税の滞納がないこと
② 申請者は暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと
③ 施行業者は市内業者に限ること

【お問い合わせ】

荒尾市 建築住宅課 住宅・空家対策係 TEL:0968-63-1491（直通）
E-mail : kenju@city.arao.lg.jp